

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年06月

Contents

税務法規

1. 企業所得税

- ▶ 『『中華人民共和国企業所得税月(四半期)度税額予納申告表(A類、2018年版)』等の申告表の公布に関する公告』(国家税務総局公告[2018]26号) (“26号公告”) ほか

2. 土地増値税

- ▶ 「企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する通知」(財税[2018]57号) (“57号通達”)

3. その他

- ▶ 「税務機構改革に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]32号) (“32号公告”) ほか

商務法規

- ▶ 「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」ほか

税関法規

- ▶ 「自動車の完成車と部品に係る輸入関税の引下げに関する公告」(税委会公告[2018]3号) (“3号公告”) ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年06月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2018年 06月01日	第2018021号
▶ 2018年 06月08日	第2018022号
▶ 2018年 06月15日	第2018023号
▶ 2018年 06月22日	第2018024号
▶ 2018年 06月29日	第2018025号

Japan Business Servicesグループで、2018年06月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 企業所得税

- ▶ 「『中華人民共和国企業所得税月(四半期)度税額予納申告表(A類、2018年版)』等の申告表の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2018]26号) (“26号公告”)

概要

納税者の負担を軽減するため、国家税務総局は2018年5月17日付の26号公告により、企業所得税について実績課税が行われる居住者企業納税者に適用する「中華人民共和国企業所得税月(四半期)度税額予納申告表(A類、2018年版)」(“A類予納申告表”)及びみなし課税が行われる居住者企業納税者に適用する「中華人民共和国企業所得税月(四半期)度予納及び年度納税申告表(B類、2018年版)」(“B類予納申告表”)を公布した。

従来の予納申告表と比較して、2018年版のA、B類予納申告表の構造はさらに簡素化された。そのうち、A類予納申告表の重要な変更点としては、フォームの設定と申告表の構造が改良されたこと(特定の明細表のデータ項目数の減少、申告表上の重複する行の統合等)、条件を満たす納税者が適時かつ十分に租税優遇を受けられるように、租税優遇の適用に係る明細表のフォームの内容が補充、調整されたこと等が挙げられる。

26号公告によれば、「多地域経営一括納税企業所得税徴収管理弁法」(国家税務総局公告[2012]57号) (“57号公告”)が適用される、多地域で経営し、一括納税を行う企業の分支機構は、A類予納申告表を用いて月度または四半期の予納申告及び確定申告を行う。

26号公告は2018年7月1日から施行され、月ごとに予納を行う企業は2018年6月、四半期ごとに予納を行う企業は2018年度の第2四半期の申告から、26号公告を適用することになる。

26号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3482410/content.html>

国家税務総局による26号公告の公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3482381/content.html>

57号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3482381/content.html>

- ▶ 「サービス貿易イノベーション発展試験地域の技術先進型サービス企業に係る所得税政策を全国に拡大して実施することに関する通知」(財税[2018]44号) (“44号通達”)

概要

2018年5月19日付で財政部、国家発展及び改革委員会、国家税務総局、科学技術部及び商務部が公布した44号通達により、「サービス貿易イノベーション発展試験地域で技術先進型サービス企業の所得税優遇政策を拡大することに関する通知」(財税[2016]122号) (“122号通達”)に規定する、サービス貿易イノベーション発展試験地域¹の技術先進型サービス企業に係る所得税政策が全国に拡大して実施される。

44号通達に基づき、2018年1月1日から、認定を受けた技術先進型サービス企業(サービス貿易類)は、企業所得税について15%の軽減税率が適用される。

技術先進型サービス企業(サービス貿易類)が満たすべき条件及び認定管理に関する事項については、「技術先進型サービス企業に係る所得税政策を全国で実施することに関する通知」(財税[2017]79号) (“79号通達”)の関連規定に従うことになる。そのうち、技術先進型サービス領域の範囲については、44号通達の添付である「技術先進型サービス業務領域範囲(サービス貿易類)」が適用される。(79号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年11月号を参照。)

44号通達によれば、省レベルの科学技術部門は同レベルの商務、財政、税務及び発展改革部門とともに適時に「技術先進型サービス業務領域範囲(サービス貿易類)」を当地域の技術先進型サービス企業の認定管理弁法に加え、これにより認定管理作業を行う。

¹ 122号通達における試験地域には、天津、上海、海南、深圳、杭州、武漢、広州、成都、蘇州、威海及びハルビン新区、江北新区、两江新区、貴安新区、西咸新区の15のサービス貿易イノベーション発展試験地域が含まれる。

44号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180528_2910281.html

122号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201612/t20161201_2471080.html

79号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=8133464&flag=1>

- ▶ 『「企業所得税税前控除証憑管理弁法」の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2018]28号) (“28号公告”)

概要

「中華人民共和國企業所得税法」(“企業所得税法”)及び同实施条例、現行の関連の租税法規に基づき、国家税務総局は2018年6月6日付で28号公告により、居住者企業及び非居住者企業(“企業”)の税前控除証憑の管理について規定した「企業所得税税前控除証憑管理弁法」(“管理弁法”)を公布した。当該公告は2018年7月1日から施行された。

税前控除証憑とは、企業が企業所得税の課税所得額を計算する際、収入の取得と関連する合理的な支出が実際に発生したことを証明し、かつ損金算入の根拠となる各種の証憑を指す。企業は「企業所得税法」に規定する年度申告期間の終了までに税前控除証憑を取得する必要がある。

28号公告の主な内容は以下の通りである。

- ▶ 税前控除証憑は、真実性(反映する経済業務が真実で、かつ支出が実際に発生したものであるということ)、合法性(形式、出所が国家の法律、法規等の関連規定に合致するということ)、関連性(支出と関連し、かつ証明力があるということ)という3つの原則に従ったものでなければならない。
- ▶ 税前控除証憑は内部証憑と外部証憑に分けられる。内部証憑とは、企業が自ら作成した原価、費用、損失及びその他の支出の計算に用いる会計原始証憑であり、その作成及び使用は国家の会計法律、法規等の規定に合致しなければならない。また、外部証憑とは、企業で経営活動及びその他の事項が発生したときに、その他の組織、個人から取得した、その支出の発生の証明に用いる証憑であり、發票(インボイス)、納税証憑、領収書等を含むが、これらに限られない。
- ▶ 各支出に係る税前控除証憑は下表の通りである。なお、企業は税前控除証憑の真実性を証明するものとして、税前控除証憑と関連する資料(契約書、支出根拠、支払証憑等)を保管しなければならない。

支出	状況	税前控除証憑
国内で発生した増値税課税項目(“課税項目”)に関連する支出	相手方がすでに税務登記を行った増値税の納税者である場合	發票(規定に従って税務機関が代理発行した發票を含む)
	相手方が法により税務登記を行う必要のない組織または少額経營業務に従事する個人の場合	税務機関が代理発行した發票或いは領収書及び内部証憑 領収書には、代金を受領した組織の名称、個人の氏名及び身分証番号、支出項目、受領金額等の記載がなければならない
国内で発生した非課税項目に関連する支出	相手方が組織の場合	相手方が発行した發票以外のその他の外部証憑
	相手方が個人の場合	内部証憑
	当該支出項目が課税項目には属さないが、税務総局の規定により發票を発行できるものである場合、發票を税前控除証憑とすることができる	
国外に対する支払	企業が国外から物品または役務を購入した場合	相手方が発行した發票或いは發票の性質を有する領収書、関連税金費用の納付証憑

- ▶ 企業が取得した、無断で印刷された發票、偽造、変造、廃棄された發票、発行者が不法に取得した發票、虚偽発行されたか、記載が規範的でない發票、国家の法律、法規等の関連規定に合わないその他の外部証憑は、無効な証憑とみなされ、所得税の税前控除証憑とすることはできない。
- ▶ 企業が發票、その他の外部証憑を取得すべきだが、取得していないか、或いは規定に合わない發票もしくはその他の外部証憑を取得した場合について、28号公告では次表のような救済措置を規定している。

時期	状況	損金算入の可能性
年度申告期間の終了前	規定に合う発票、その他の外部証憑の再発行、追加発行を受けられる場合	損金算入可能
	相手方が清算、抹消、営業許可証の取消しをされるか、税務機関に非正常納税者と認定される等の特殊な原因によって、規定に合う発票、その他の外部証憑の再発行、追加発行を受けられない場合	28号公告に列挙される関連資料によって支出の真実性を証明できれば、損金算入可能
	規定に合う発票、その他の外部証憑の再発行、追加発行を受けられず、関連資料によって支出の真実性を証明することもできない場合	発生年度に損金算入することはできない
年度申告期間の終了後	規定の期限までに規定に合う発票、その他の外部証憑を取得できないか、或いは規定に合わない発票もしくはその他の外部証憑を取得した場合	企業が自ら損金算入を行わなければ、以後の年度に規定に合う発票、その他の外部証憑を取得した後、発生年度に遡及して損金算入可能(遡及期限は5年)
	企業が発票、その他の外部証憑を取得すべきだが、取得していないか、或いは規定に合わない発票もしくはその他の外部証憑を取得したことを税務機関が発見した場合	告知を受けた日から60日以内に規定に合う発票、その他の外部証憑の再発行、追加発行を受けた場合、発生年度に損金算入可能 そうでなければ、発生年度及び以後の年度において損金算入できない

- ▶ 企業とその他の企業(関連企業を含む)、個人が国内において共同で役務の提供を受けて発生した支出について、分担方式を採用する場合の税前控除証憑は次の通りである。
- ▶ 増値税の課税役務の提供を受けた場合、企業は発票及び分割書、共同で役務の提供を受けるその他の企業は企業の発行した分割書を税前控除証憑とする
- ▶ 非課税役務の提供を受けた場合、企業は発票以外のその他の外部証憑及び分割書、共同で役務の提供を受けるその他の企業は企業の発行した分割書を税前控除証憑とする

28号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3501702/content.html>

国家税務総局による28号公告の公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3501663/content.html>

2. 土地増値税

- ▶ 「企業再編に関わる土地増値税政策の継続実施に関する通知」(財税[2018]57号) (‘57号通達’)

概要

2015年に財政部及び国家税務総局が公布した「企業再編に関わる土地増値税政策に関する通知」(財税[2015]5号) (‘5号通達’)では、企業再編に関わる土地増値税の優遇政策について規定し、2015年1月1日から2017年12月31日まで有効とされていた。

2018年5月16日に財政部及び国家税務総局が公布した57号通達に基づき、土地増値税の優遇政策は2018年1月1日から2020年12月31日まで継続して実施される。

57号通達に基づき、例えば、2社以上の企業が合併し、かつ合併前の企業の投資主体が存続する場合、或いは企業が2社以上の企業に分割され、かつ投資主体が同じである場合、合併(分割)前の企業から合併(分割)後の企業への不動産の移転に対して、土地増値税は暫定的に徴収されない。

そのほか、全体組織変更(中国語では、“整体改制”)や不動産をもって行う投資により不動産が移転する場合も、土地増値税は暫定的に徴収されない。

ただし、再編時に生じる不動産の移転において、いずれか一方が不動産開発企業である場合、上記の企業再編に係る土地増値税の優遇政策は適用されない。

57号通達によれば、企業が再編後に国有土地使用权を再譲渡し、土地増値税の申告を行う際には、再編前に土地使用权を取得するために支払った土地代金及び国家統一の規定に基づき納付した関連費用を、“土地使用权を取得するために支払った金額”として控除する。

また、企業が上記の優遇政策の適用を受ける際には、不動産の移転に係る当事者双方の営業許可証、再編に係る契約書または同等の文書、不動産の所有権及び価値の証明、譲渡者が再編前に土地使用权を取得するために支払った土地代金の証票等を、所轄税務機関に提出しなければならない。

57号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180518_2900807.html

5号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201503/t20150323_1205411.html

3. その他

- ▶ 「税務機構改革に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]32号) (“32号公告”)
- ▶ 「国税・地税の徴収管理体制改革の過渡期間に係る租税徴収管理作業の実施に関する通知」(税総発[2018]68号) (“68号通達”)

概要

2018年3月17日、全国人民代表大会で「国務院機構改革方案に関する決定」(“決定”)が可決された。その後、中国共産党中央委員会が2018年3月21日に「党及び国家機構改革の深化に関する方案」(“方案”)を公布した。「決定」及び「方案」に基づき、国家は国家税務局、地方税務局による徴収管理体制の改革を行い、省レベル以下の国家税務局と地方税務局が合併することになった。

合併後の税務局は、管轄区域内の各種の租税と租税以外の収入(基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料等を含む)の徴収管理等の職責を担うようになる。(「決定」及び「方案」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年3月号を参照。)

国家税務総局が2018年6月15日と12日に公布した32号公告及び68号通達は、改革を穏やかに推進し、よりよく納税者にサービスするため、税務機構改革の過渡期間に係る租税徴収管理事項について規定したものである。

例えば、これらの通達によれば、従来、国家税務局、地方税務局が担っていた税金費用の徴収管理に係る職責と業務は、その職権を行使する新しい税務局が引き継ぎ、まだ処理が完了しない事項もその職権を行使する新しい税務局が処理する。また、すでに下された行政決定等は引き続き有効とされ、納税者、源泉徴収義務者等がすでに取得した関連の証書、資格、証明の効力も不変とされる。

そのほか、納税者、源泉徴収義務者が税務関連事項の処理を行う場合は、“1セットの資料”を提出すればよく、或いは同一の事項については1回申請すればよいとされている。それにより、資料を重複して提出し、または重ねて申請することを回避できる。

32号公告及び68号通達では、フォームの使用、未納税公告、リスク管理、税務調査の未了案件の処理、法執行基準及び発票、租税票証の管理等の事項に係る過渡期間における取扱いについても規定している。

32号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3518505/content.html>

68号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3518481/content.html>

「決定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-03/17/content_2049996.htm

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#allContent

商務法規

▶ 「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」

概要

2018年5月9日、日本と中国の政府は、日中両国がそれぞれ相手国で勤務する者の社会保険料の二重納付の問題を効果的に解決することを目的として、「**社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定**」（「日中協定」）を締結した。

「日中協定」はまだ発効していないが、日本の厚生労働省等の公式サイトで公表されている。

「日中協定」の主な内容は以下の通りである。

項目		規定
相互に免除される保険の範囲	中国	▶ 従業員基本養老保険
	日本	▶ 国民年金(国民年金基金を除く) ▶ 厚生年金(厚生年金基金を除く)
社会保険料の相互免除が適用される人員	中国側人員	▶ 中国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、その雇用関係に基づいて当該雇用者により日本に派遣されて就労する被用者 ▶ 一方の国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者。当該者が中国の領域内に通常居住する場合には、中国の法令のみが適用される ▶ 国際運輸に従事する航空機において就労し、雇用者が中国に所在する被用者 ▶ 中国の外交使節団及び領事機関の構成員と公務員 ▶ ただし、両締約国の権限のある当局または実施機関は、特定の者または特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者または特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、上記規定の例外を認めることができる ▶ 日本国の領域で就労する者であって、上述した中華人民共和国の法令のみが適用されるものに同行する配偶者または子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、国民年金(国民年金基金を除く)(第2条1(b)(i)に規定する日本国の年金制度)に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者または子が別段の申出を行う場合にはこの規定は適用しない
	日本側人員	▶ 上記の規定と同様。ただし、同行する配偶者または子に関する規定は中国側人員のみに適用される
保険料の納付が免除される期間		▶ 一方の締約国から他方の締約国に派遣される者については、その派遣の最初の5年間、他方の締約国における社会保険料の納付が免除される ▶ 派遣期間が5年を超える場合、両締約国の権限ある当局または実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して、一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる

慣行に基づき、「日中協定」は、締約国双方が外交文書を交換し、「日中協定」の発効に必要な国内の法的手続が完了したことを通知した後に発効する。

「日中協定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/shakaihosho-china-ch.pdf>

- ▶ 「積極的な外資の有効利用による経済の高品質な発展を推進するための若干の措置に関する通知」(国発[2018]19号) (“19号通達”)

概要

現在、中国経済は急成長の段階から高品質な発展の段階に移り、外資の利用についても新しい課題に直面している。良好な投資環境を一層整備し、外商投資の安定的な成長を促すために、国務院は2018年6月10日付で、外資導入の促進を目的とした19号通達を公布した。

19号通達では、主に市場参入の緩和、投資の自由化と利便化等の推進、区域的な開放と国家レベルの開発区のイノベーション等を含む、23の措置を挙げている。例えば、以下のような内容が含まれる。

- ▶ 全国及び自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)を公布する¹。また、金融業、サービス業、農業、鉱業及び製造業等の分野の外商投資規制の一層の緩和を図る。これには、外資金融機関の設立規制の緩和と中国での業務範囲の拡大、一部サービス業(交通運輸、商貿物流、専門サービス等)と種子産業等の農業分野、石炭、非金属鉱物等の鉱業分野、自動車、船舶、飛行機等の製造業分野の外資参入規制の取消しまたは緩和等が含まれる。
- ▶ 外商投資分野の“放管服”改革²の深化(例えば、省レベルの人民政府が、外商投資参入ネガティブリスト内の投資総額10億米ドル以下の外商投資企業の設立及び変更に係る審査認可及び管理を担当する)、外商投資企業の資金運用の利便性向上、外国人材の就業許可手続の簡素化等の措置を講じ、外商投資の利便化水準の向上を図る。
- ▶ 以下の租税政策の着実な実施、各地政府による投資促進のための資金的支援の奨励等により、投資促進の強化と外資導入の品質向上を図る。各地が法定の権限内で政策を制定し、条件を満たす外商投資企業及びハイレベルの人材に奨励を与えることも支持される。
- ▶ 「企業の国外所得に係る税額控除政策の整備に関する問題についての通知」(財税[2017]84号) (“84号通達”)に基づき、中国居住者企業(多国籍企業の地域本部を含む)は控除限度額を国(地域)別に計算する方法と一括で計算する方法を選択適用できるという政策(84号通達については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2018年1月号を参照)
- ▶ 「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知」(財税[2017]88号) (“88号通達”)に基づき、国外投資者が中国国内の居住者企業から配当される利益をもって奨励類プロジェクトへ直接投資を行う場合、規定の要件をすべて満たせば、源泉所得税の課税繰延政策を適用できるという政策(88号通達については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2018年1月号を参照)
- ▶ 「技術先進型サービス企業に係る所得税政策を全国で実施することに関する通知」(財税[2017]79号) (“79号通達”)、「サービス貿易イノベーション発展試験地域の技術先進型サービス企業に係る所得税政策を全国に拡大して実施することに関する通知」(財税[2018]44号) (“44号通達”)に基づき、認定を受けた技術先進型サービス企業(サービス貿易類を含む)には、15%の企業所得税の軽減税率が適用されるという政策(79号通達については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2017年11月号を参照)

19号通達に基づき、中央及び地方の政府は今後、関連の法規を公布するものと見込まれる。

¹全国の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」は2018年6月28日に公布され、7月28日から施行される。また、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」は2018年6月30日に公布され、7月30日から施行される。

²“放管服”改革とは、“簡政放権”(行政の簡素化と権限移譲)、“放管結合”(緩和と管理の結合)、“優化服務”(サービスの最適化)という、中国政府が進める行政改革を指す。

19号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-06/15/content_5298972.htm

84号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859401&flag=1>

88号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=10859394&flag=1>

79号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hd.chinatax.gov.cn/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=8133464&flag=1>

44号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180528_2910281.html

- ▶ 「中国(広東)自由貿易試験区の改革開放の一層の深化に係る方案の公布に関する通知」(国発[2018]13号) (“13号通達”)
- ▶ 「中国(天津)自由貿易試験区の改革開放の一層の深化に係る方案の公布に関する通知」(国発[2018]14号) (“14号通達”)
- ▶ 「中国(福建)自由貿易試験区の改革開放の一層の深化に係る方案の公布に関する通知」(国発[2018]15号) (“15号通達”)

- ▶ 「自由貿易試験区の第四弾改革試験の経験の普及作業の実施に関する通知」(国発[2018]12号) (“12号通達”)

概要

中国(広東)自由貿易試験区(“広東自貿区”)、中国(天津)自由貿易試験区(“天津自貿区”)、中国(福建)自由貿易試験区(“福建自貿区”)の改革開放方案を一層深化するために、國務院は2018年5月4日付で、公式サイトにおいて13号通達、14号通達、15号通達を公布した。これら3つの自貿区が2015年に設置されてから3年近くが経ったが、政府が改革の速度を速め、人民元の国際化を進めることに力を尽くし、為替状況も好転していることを背景として、今回の改革の深化に係る方案の公布は理にかなったものといえる。

3つの方案には、全体的な目標において共通点がある一方、地域的な特徴による差異もある。主な内容は下表の通りである。

	広東自貿区	天津自貿区	福建自貿区
差異-戦略的な位置づけ (2020年)	▶ 国際海運ハブ ▶ 国際貿易センター ▶ 金融業の対外開放窓口 ▶ 開放型経済の新体制の先行区 ▶ 広東・香港・マカオの大湾区協力の模範区	▶ 北京・天津・河北の協同発展模範区	▶ 兩岸経済協力模範区 ▶ 21世紀海上シルクロードの沿線国家と地域の開放協力の新高地
共通点	全体的な目標	▶ 供給側構造改革の推進 ▶ 自貿試験区に対するより大きな改革自主権の付与、国際的、先進的規則との整合	
	重点計画	▶ 自貿試験区の改革開放に適応する口座管理システムの構築の推進と探索 ▶ 国際貿易に係る「単一窓口」を設け、国際貿易企業に「1つの窓口で受理し、同時に処理する」という便宜を提供する	

また、自由貿易試験区の第四弾改革試験の経験の普及作業を行うために、国務院は2018年5月23日付で、公式サイトにおいて12号通達を公布した。当該通達によれば、11の自貿試験区で試験された30の改革事項が全国及び特定地域で実施されるようになる。

このうち、全国で実施される改革事項は、サービス業の開放領域の5項目（国際船舶輸送分野の拡大開放、国際船舶代理分野の拡大開放等）、投資管理領域の6項目（国際船舶登記制度のイノベーション、対外貿易経営者の届出及び原産地企業の届出の“二証合一”、一般納税者登記のネット処理等）、貿易利便化領域の9項目（多部門の一括共同検査、輸入保税金属鉱產品の検査監督制度等）、事中事後監督管理措置に係る7項目（税関企業の登録及び電子港登録のペーパーレス化等）である。

また、特定地域で実施される改革事項は、税関特殊監督管理区域で実施される2項目（税関特殊監督管理区域の“四自一簡”管理のイノベーション、“保税混鉱”管理のイノベーション）と税関特殊監督管理区域及び保税物流センター（B型）で実施される1項目（先に搬出し、後で通関する）である。

関連の政府部門は各作業の実施について、さらに通知を公布するものと見込まれる。

13号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293009.htm

14号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293012.htm

15号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/24/content_5293013.htm

12号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/23/content_5292971.htm

- ▶ 「年度報告の“多報合一”改革の実施に関する公告」（国家市場監督管理総局公告〔2018〕9号）（“9号公告”）

概要

“放管服”改革を一層推進し、企業の負担を減じるため、国家市場監督管理総局と税関総署は2018年5月15日付で、“多報合一”改革¹の実施に関する事項について規定した9号公告を公布した。

9号公告によれば、税関で登録或いは届出を行っている通関者（輸出入貨物の荷受人・荷送人、通関企業）、加工生産企業及び減免税輸入した貨物が監督管理期間内にある企業（“税関管理企業”と総称）は、一律に国家企業信用情報公示システム（www.gsxt.gov.cn）（“公示システム”）を通じて年度報告を提出するようになる。減免税輸入した貨物が監督管理期間内にある企業は、2017年度は現行の方式で貨物の使用状況の情報を提出し、2018年度から公示システムを用いる。

年度報告のスケジュール等は以下の通りである。

- ▶ 2017年度の税関管理企業の年度報告の提出期限は2018年8月31日である。企業は公示システムを通じて年度報告を提出した日から7日後に、“中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォーム”にログインし、税関による企業の年度報告の受理状態を照会できる。
- ▶ 年度報告の“多報合一”改革前に、税関管理企業がすでに市場監督管理部門に2017年度の年度報告を提出したが、税関の年度報告事項は提出していない場合、2018年12月31日までに税関の年度報告事項を追加で提出しなければならない。
- ▶ 税関管理企業が2018年8月31日までに2017年度の年度報告（税関の年度報告事項を除く）を提出しない場合、市場監督管理部門は当該企業を経営異常リストに挙げるか、或いは経営異常状態とマークし、社会に公示する。年度報告の提出後に経営異常リストからの削除を申請できる。
- ▶ 税関管理企業が2018年12月31日までに税関の年度報告事項を提出しない場合、税関は当該企業を信用情報異常企業リストに入れて、社会に公示する。年度報告の提出後に信用情報異常企業リストから削除する。
- ▶ 2018年度以降、税関管理企業の年度報告期間は一律に毎年1月1日から6月30日までとする。その他の企業の年度報告の内容、提出期間は変更されない。
- ▶ 規定に従って税関の年度報告事項を提出しない企業は、信用情報異常企業リストに入れられ、社会に公示される。年度報告の提出後に当該リストから削除される。

¹ “多報合一”改革とは、複数の政府当局に提出する企業の年度報告の一本化を進める改革を指す。

9号公告の全文は次のサイトからご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1869304/index.html>

税関法規

▶ 「自動車の完成車と部品に係る輸入関税の引下げに関する公告」(税委会公告[2018]3号) (“3号公告”)

概要

自動車市場の対外開放を一層拡大し、中国のWTOに対するコミットメントを実現するために、国务院関税税則委員会は2018年5月22日付で3号公告を公布した。当該公告に基づき、2018年7月1日から、自動車の完成車と部品の輸入関税が引き下げられる。

自動車の完成車のうち、税率が25%の135のコードと20%の4つのコードの税率は15%に引き下げられる。また、自動車部品については税率が8%、10%、15%、20%及び25%の79のコードの税率が6%に引き下げられる。具体的な税目と税率の調整内容は3号公告の添付にある。

3号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180522_2903728.html

▶ 「日用消費品の輸入関税の引下げに関する公告」(税委会公告[2018]4号) (“4号公告”)

概要

国务院関税税則委員会が2018年5月31日付で公布した4号公告に基づき、2018年7月1日から、一部の日用消費品(化粧品、薬品、食品、家電等を含む)の輸入に係る最恵国税率が引き下げられる。これは1449の税目に関わり、例えば、“スキンケア用品及びその他の美容品”税目(33049900)の最恵国税率は6.5%から1%になる。

同時に、210の輸入商品の最恵国暫定税率を調整後の最恵国税率と比較すると、優位性はないため、当該210の輸入商品に係る最恵国暫定税率が取り消される。その他の商品の最恵国暫定税率は引き続き適用される。具体的な税目及び税率の調整状況は4号公告の添付にある。

4号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201805/t20180531_2914284.html

▶ 「企業を単位とする加工貿易管理改革の全面的普及に関する公告」(税関総署公告[2018]59号) (“59号公告”)

概要

税関総署は2017年8月1日から一部の税関で、加工貿易管理モデル改革の試験(“試験”或いは“新たな管理モデル”)を開始した。新たな管理モデルとは、企業を単位とする管理モデルで、帳簿を基にして、企業の材料コードに対応するHSコード或いは企業が自ら統合したHSコードに基づいて、回転量のコントロール、定期的な消込みを行う加工貿易の管理モデルを指す。新たな管理モデルの試験範囲は、「企業を単位とする加工貿易管理モデル改革の試験拡大に関する公告」(税関総署公告[2018]19号) (“19号公告”)により、2019年3月5日から拡大された。(19号公告については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2018年3月号を参照。)

さらに、税関総署は2018年6月21日付で、改革の全面的な普及に関する59号公告を公布し、これにより、中国国内のすべての税関で、加工貿易に対する新たな管理モデルが実施されるようになる。59号公告は公布日から施行され、19号公告は同時に廃止された。

新たな管理モデルを実施する企業は、自己の名義で加工貿易業務を行う生産型企業で、かつ以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- ▶ 税関信用等級が一般認証以上であること
- ▶ 税関信用等級が一般信用企業で、企業内部における加工貿易の貨物フロー及びデータフローが明確、論理リンクが完全、消耗材料が追跡可能で、税関の管理要求を満たすこと

新たな管理モデルの業務範囲には、帳簿の設置(変更)、輸出入、外注加工、深加工結転、国内販売、余剰材料の移転、確認及び消込、本企业或いは本グループのアフターサービス等が含まれる。

59号公告の実施後、企業はまだ輸出していない加工貿易の貨物を、使用の完了していない加工貿易手帳から新たに開設した帳簿に移すことができる。

また、59号公告で明確にされていない事項については、加工貿易管理に係る一般規定に従って管理が行われる。

59号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1897361/index.html>

19号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1468091/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

- ▶ **北京**
大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com
- ▶ **大連**
中澤 直規
監査
+86 411 8252 8999
naoki.nakazawa@cn.ey.com
- ▶ **上海**
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com
- 江 海峰**
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com

坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com

小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com
- ▶ **広州**
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com

石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com
- ▶ **深圳**
小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

田所 聡史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーnst・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーnst・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China)
Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007010

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

